

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による歯科技工士法の一部改正に伴い、歯科技工士国家試験が国において実施されることとされたことから、滋賀県歯科技工士国家試験委員会を廃止するとともに、知事の諮問に応じて人を対象とする医学系研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮をする事項について調査審議すること等の事務を担任する滋賀県医学系研究倫理審査委員会を新たに設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県歯科技工士国家試験委員会を廃止することとします。（別表関係）
- (2) 滋賀県医学系研究倫理審査委員会を設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (3) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
(省略)					(省略)				
滋賀県歯科技工士法の一部 科技工士を改正する法律（昭和57年法律第1号）	滋賀県歯科技工士法の一部 科技工士を改正する法律（昭和57年法律第1号）	5人以内	(1) 歯科医師 (2) 歯科技工士 (3) 学識経験を有する者 (4) 県の職員	当該歯科技工士国家試験の執行が終了するまでの期間	(削除)				
委員会	附則第2条第1項の規定による歯科技工士国家試験の執行に関する事項について審議すること。				滋賀県登録販売者の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の執行に関する事項について審議すること。	5人以内	(1) 薬剤師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員	(1) 薬剤師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員	2年
(追加)					滋賀県医学会倫理審査委員会	知事の諮問に応じて医学研究人を対象とする医学研究に関する倫理的および科学的な観点が適當と認める	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適當と認める	2年

滋賀県クリーニング業法 リーニン(昭和25年法律第内 グ師試験207号)第7条第1項 委員会	クリーニング業法 の規定によるクリー ニング師試験の執行 に関する事項につい て審議すること。	6人以 (1) クリーニン グ師 (2) 県の職員	当該クリー ニング師 試験の 執行が 終了す るまで の期間	点から配慮を要する 事項について調査審 議することならびに 当該事項に関して知 事に意見を述べるこ と。	者		
(省略)				滋賀県クリーニング業法 リーニン(昭和25年法律第内 グ師試験207号)第7条第1項 委員会	6人以 (1) クリーニン グ師 (2) 県の職員	当該クリー ニング師 試験の 執行が 終了す るまで の期間	(省略)